

令和4年10月25日

大津市公営企業管理者
國 松 睦 生 様

大津市ガス特定運営事業等検証委員会

委員長

草 薙 真 一

ガス料金上限の改定に関する答申について

当委員会は、令和4年10月12日付け大企経戦第92号をもって諮問を受けたガス料金上限の改定について令和4年10月24日に大津市ガス特定運営事業等検証委員会を開催し、慎重に審議した結果、下記のとおり答申します。

記

ガス料金上限の改定について評価した結果、以下に示す3つの理由により合理性及び妥当性を認める。

- (1) ガス料金上限の改定に関する提案の発意条件については、運営権者のガス料金に適用される平均原料価格（令和4年10月検針適用分）が大津市ガス供給条例に規定する上限額を超過していることに加え、ウクライナ情勢や円安傾向が続くなどの不透明な状況下において、本契約締結日時点における原料価格の水準との間で一定程度長期にわたり著しい乖離が生じることが客観的かつ合理的に見込まれるため、満たしていると認められること。
- (2) ガス料金上限（平均原料価格の上限額）の改定額に関する運営権者からの提案については、今後も平均原料価格が上昇する傾向であることを踏まえ、「直近の（令和4年5月～7月分の貿易統計価格を基に算出した）平均原料価格の1.6倍とする」ものであるが、現行の平均原料価格の上限額の算定方法が「基準平均原料価格の1.6倍」であることに加え、ガス事業関係法令（旧一般ガスみなしガス小売事業者指定旧供給区域等小売供給約款料金算定規則）においても同様の規定があることから、当該提案に合理性及び妥当性があると認められること。
- (3) 実施開始時期に関する運営権者からの提案については、ガスの使用が増加する冬期を避け、4月検針分からとして提案していることに加え、6か月にわたり段階的に引き上げを行うなど、お客様負担の軽減を考慮しており、合理性及び妥当性があると認められること。

なお、当該ガス料金上限の改定は市民生活に大きな影響を及ぼす可能性が高いことから、市及び運営権者におかれては、市民へ十分な説明を行うよう努められたい。

以上